発行所　新津市役所
発行人　新津市役所総務企画課
電話 大代表(2) 2111番
印刷所　新潟日報事業社
毎月一回発行

人口のうごき
（昭和46年6月1日現在）

人口	57,449
世帯数	13,387

（5月中）

出生	90	死亡	35
婚姻	58	離婚	6
転入	188	転出	226
転居	117	世帯主変更	29

災害がやってくる

注意したい川の増水やはんらん

防災意識忘れずに

佐渡、下越を中心に雨が降り続いた昨年の七・一八水害は、当市でも中小河川のはんらんや山からの鉄ぼう水をよび、道路冠水や床上浸水など多くの被害を受けました。

そして今年もまた、そのいやな災害シーズンがやってきましたが、市民各位におかれてもこれからの豪雨による水害や土砂害などに備え、さらに万全な注意を心がけておきましょう。

市でもすでに本年度の水防計画も決まり、さらに近く関係諸機関とで防災体制の強化を申し合わせるなどして災害時に備えることとしています。

この時期には例年、全国的にも豪雨による多くの被害をもたらしており私たちも平素から川の増水やはんらんに注意をはらい、ラジオやテレビの気象情報をよく聞いて被害防止のための方策をたてておきましょう。

山からの鉄ぼう水をよんだ本町4丁目付近　（昨年の7・18水害から）

体力つくり紙上紹介

家庭の主婦のために

ママさんトレーニング　<その2>

ふき掃除のとき気をつけておこなってほしい動き

ぞうきんがけの機会は少なくなりましたが、それでも廊下や畳、板の間のから拭きの機会は毎日あるはずです。

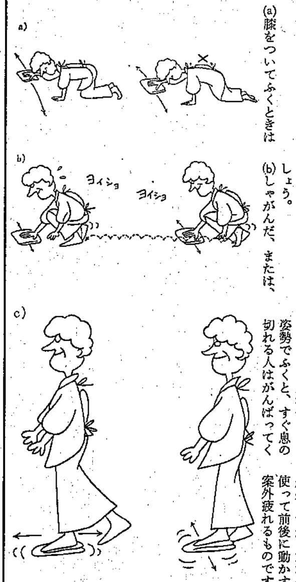

(a)膝をついてふくときは手をなるべく大きく動かし、一か所でふく面積を広くすることを心がけます。もう一つ、お腹をへこますことにも注意しましょう。

(b)しゃがんだ、または、かがんだ姿勢で、手の動きは小さく、足をこきざみに動かしてふけば、スタミナのトレーニングになります。肥満体でこの姿勢でふくと、すぐ息の切れる人はがんばってください。

(c)足の裏でふくのも、足のトレーニングになります。作法という点では問題外ですが、左右の足を使って前後に動かすのは案外疲れるものです。

六月定例市議会が開会

一般質問は水害対策など十八件

市議改選後初の六月定例市議会が、去る十日から会期を二十日間として開会されましたので、その主なものについてお知らせします。

第一日目（十日）

ダンプ公害の業者自主規制について、関係者間と自主規制の覚書交換など当局から六件の経過報告のあと、一般質問につり十名の議員から次のような質問がなされましたが、そのうち五名の新議員も質問に立ち、市長の考えをただしました。

◇能代川改修工事の現状と今後の取り組み方および宅地造成後の民間業者に対する規制と道路・排水路などの保全の一定期間の義務づけについて（斎藤（利）議員）

◇農協合併について（細川議員）

◇秋葉湖付近の開発と排水路改修および児童館の建設について（田中議員）

◇市道、大安寺五号大関線舗装計画について（渡辺議員）

◇能代川分流、新津バイパス、国営排水ほかの各計画工事のその後の経過および「すぐやる課」の設置について（小島議員）

◇商店街対策および市の将来のビジョンについて（斎藤（一）議員）

◇老人福祉対策の今後の具体的進め方および「すぐやる係」の創設について（五十嵐議員）

◇水害対策（無計画宅地造成による水害防止、下水道整備そのほか）および教育行政（父兄負担の軽減および学校給食の栄養士そのほか）について（高橋議員）

第二日目（十一日）

第一日目に引き続いて一般質問がなされました。

◇母子問題（母子センター0歳児保育）および消防行政について（山田議員）

◇水害危険地区とその対策および道路交通の問題点の状態とその対策について（星名議員）

次に議案の審議にうつり、次の即決議案を除きそれぞれの常任委員会に請願、陳情五件とともに審議付託され二十九日の最終本会議に決定されることになりました。

▼市営畜産センター条例の一部を改正する条例制定について（即決）

▼中東地区精神薄弱児施設組合規約の一部改正について（即決）

なお、公平委員会委員の選任については、任期満了および欠員補充についての人事案件で、最終日に選任されます。詳細については七月号広報でお知らせします。

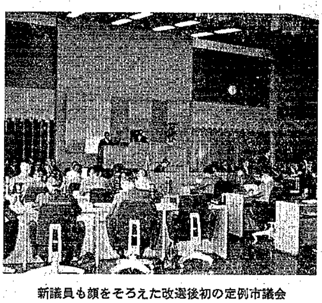

新議員も顔をそろえた改選後初の定例市議会

布沢皆七氏

元市長布沢皆七氏（八十五歳）は去る十四日心臓マヒのため死去されました。同氏は昭和二十四年に町長に就任、二十六年には当市初代市長として市政に貢献されました。

市長雑感

育てたい健全な青少年

去る八日新津警察署管内の防犯連合会総会（小須戸町を含めた）が開かれた。犯罪を未然に防ぐもっとも有効な手だてはなんなのか集まられた各機関の識者たちの間で熱心な討議がかわされた。青少年の健全育成の方向、環境条件の改善をどうすべきか、また各町村内の隣組みを単位として組織されている防犯連絡所の存在意義などにも論議が集中した。

席上、取り締まり当局から、ぐ犯、不良行為など最近の少年補導状況の内容などについて説明があったが、不純異性交遊、飲酒、盛り場はいかい、夜遊びなどが非常に増加しており、刑法犯も年々ふえている事実が指摘され最終的には青少年の健全育成の面にもっと徹底した対策がたてられるべきであるという意見がだされ、学校教育・社会教育の充実にさらに力を入れてゆかねばならないことが確認された。

こうした連合会・協議会といった活動母体に対する市の助成はもちろんであるが、もっと行政の面でこれをとりあげて積極的に推進する姿勢が必要であることが痛感されるが、たまたまこれと活動目的を同じくする協議会に青少年問題協議会があるが、同協議会が長期にわたって調査、検討を加え策定した「青少年健全育成総合対策計画」がある。内容は幼児から社会人までを対象とした総合対策できめのこまかなそれぞれの具体策が打ち出されているものであるが家庭・学校・職場・地域社会総ぐるみの運動で成果をあげてゆく以外手だてはないと思われる。こうした大きな問題を企画立案し、この推進を担当する社会教育課の手うすは率直に認めざるを得ないが明日をになう青少年の健全育成の成果をあげるためにも教育の充実が急務とされるからには、関連する機構の充実、また関係課の陣容強化を早急に計らねばならないと考えている。

志田保

接点　しみん　しやくしょ

市政全般に関して、市民各位の建設的なご意見ご批判をいつでもおよせください。

拝啓　広報に掲載される〝接点〟は、いつも一番はじめに目を通し私たちの身近な市民相談室として毎月楽しみにしています。

そこで、私も家が古くなったので家を新築するため投稿を思いつき、一市民として筆をとった次第です。

家を建てるには、何かいろいろな手続きやまた、都市計画法にきまった基準やらがありむずかしいと聞いております。私には、そういった知識もなく、一生に一度しか経験しない家の建築ということから手続きの順序など広報紙面にお知らせ願えれば幸いとおもいます。なお、現在の私の家と同字の自作畑へ移転、新築を考えてます。

一市民

××××××
投書にお答え
××××××

建築物を建築しようとするには

建築基準法の規定により十平方メートル以上の面積（準防火地域内は十平方メートル以下でも）の建築物を建築するには、建築確認申請書を市町村を通じて建築主事に提出し、その確認通知書を受けなければなりません。

ただ、おたずねのように農地に住宅を建築するような場合は、確認申請書提出の前に、農地法による農地転用の許可を受けなければなりませんし、また、都市計画の市街化区域か市街化調整区域かによって、都市計画法による開発申請および、同建築物の許可申請が必要かどうか決まります。もし、調整区域に該当する場所であれば開発申請か建築物の許可申請のいずれかの許可が必要になります。

なお、市街化調整区域の場合でも、農家が自己の居住のための住宅およびその業務のために必要な建築物を建築する場合、または改築などの場合は、都市計画法による許可申請は必要ありません。

このように、建築物を建築するまでの手続きは、なかなか複雑になっておりますので、くわしいことは市役所の建設課または、農業委員会にご相談ください。

建て物の登記などの件については、建て物の完成後、法務局へ申請することになっておりますので、その手続きをしてください。
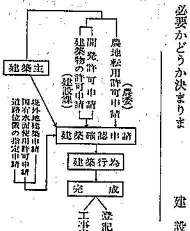
建設課